

ごみの不法投棄、ポイ捨ては犯罪です！



農林環境課 ☎ 43-9023

ごみを適切に処理せず、みだりに道路や空き地、農地に捨てる行為を「不法投棄」といいます。これははつきとした「犯罪行為」であり、空き缶などの一般家庭ごみのポイ捨ても含めて法律で禁じられています。

こういった行為には、「5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金」が科せられます。ごみの不法投棄は地域の迷惑になることはもちろん、与謝野町の豊かな自然環境にも大きな影響を与えますので、絶対にやめましょう。なお、与謝野町では、宮津与謝広域シルバー人材センターと連携して不法投棄パトロールを実施しており、不法投棄の防止や環境美化に努めています。

「不法投棄を発見した場合」

与謝野町では「不法投棄者」が判明した場合は、警察と連携して対処しています。不法投棄を目撃した場合は、直ちに関係機関に連絡してください。

- 宮津警察署 ☎ 25・0110
- 農林環境課 ☎ 43・9023

【連絡時に伝えていただきたい内容】

- いつ：不法投棄されていた時間帯や時期
- どこで：場所
- だれが：捨てた方の情報（車のナンバーなど）
- どんな：ごみの種類や量

「不法投棄した場合」

意図せずごみを不法投棄した場合は、土地の占有者（管理者）の責任によって自ら処分することになります。土地占有者または管理者で、日ごろから定期的な巡回や草刈りなど適正な管理を行っていただき、不法投棄の防止対策をお願いします。

「よくあるご相談」

Q 隣組単位で管理しているごみステーションに、他

地域からごみを捨てられる。回収してほしい。

A 隣組でごみの分別をさせていただき、ごみ収集日に出していただくこととなります。分別する中で、排出者がわかるようなものが見つかれば警察にご相談いただき、指導いただくことになります。

ペットのマナーを守りましょう。

犬のふん・尿は 飼い主が責任をもって始末を

農林環境課 ☎ 43-9023

ペットは大切な家族の一員ですが、周囲の人が全員、動物好きとは限りません。飼い主の何気ない行動が、近隣トラブルや不快感につながることもありま

す。人と動物が気持ちよく共生できる地域づくりのため、飼い主の責任としてペットのマナーをしっかりと守りましょう。

特に「排泄」には 注意が必要です

散歩中のふんや尿などの排泄マナーには、特に注意が必要です。犬のトイレは、できるだけ自宅で済ませてから散歩に出るよう心がけましょう。日ごろから自宅で排泄する習慣を身につけることで、悪天候時や飼い主の体調不良などで外出が難



しい場合でも、犬に無理をさせずに済みます。また、ふんや尿による近隣への迷惑防止にもつながります。また、犬を散歩させる際は、必ずリードを着用し、人に迷惑となる場所での排泄をさせないよう注意してください。ふんをした場合は、必ず持ち帰って処理（※1）しましょう。尿についても、ペットボトルに入れた水で洗い流すなど、周囲への配慮をお願いします。

公共の場所や他人の敷地をふんや尿で汚す行為は、絶対にやめましょう。飼い主一人ひとりの心がけが、人と動物が共生できる住みよい地域づくりにつながります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

（※1）紙や新聞紙などで包み、「可燃ごみ」として処分してください。

ダニに注意!!



山や草むらでの野外活動の際には、注意が必要です。

病原体を保有するダニに刺されることによって起こる感染症「ダニ媒介感染症」。京都府北部の医療機関から、ダニ媒介感染症（SFTS（重症熱性血小板減少症候群））や日本紅斑熱などの報告が増加しています。丹後保健所管内では、令和7年度、SFTSが3件、日本紅斑熱が8件の報告がありました。農作業やレジャーなどの野外活動で、草むらなどダニの生息場所に立ち入ると、ダニに刺されることがあります。ダニがウイルスや細菌などを保有している場合、かまれた人が病気を発症することがあります。

ダニにかまれないポイント

- 肌の露出を少なくする
- 長袖や長ズボン、登山用スパッツなどを着用する。
- シャツの裾はズボンの中に入れ、ズボンの裾は靴下や長靴の中に入れる。
- 帽子や手袋を着用し、首にタオルを巻く。
- 虫よけ剤を使用する。



ダニにかまれた場合

- 無理に引き抜こうとせず、医療機関で処置（ダニの除去、洗浄など）をしましょう。
- 数週間は体調の変化に注意し、発熱などの症状がある場合は医療機関を受診する。